

保険料の計算

$$\text{23年度の保険料額} = \text{均等割額 (41,844円)} + \text{所得割額 (総所得金額など - 330,000円) \times 7.85\% (所得割率)}$$

保険料額は、1人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。なお、1人当たりの上限額は年間50万円です。

保険料の減額・減免

後期高齢者医療保険料の減額・減免制度には、次のものがあります。

種類	対象者	減額・減免内容
所得状況に応じた減額（均等割額）	4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額などの合計額	総所得金額などの合計が33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下かつ年金以外の所得がない世帯 均等割額を9割減額（減額後均等割額4,184円）
		総所得金額などの合計が33万円以下の世帯で、9割減額が適用されない世帯 均等割額を8.5割減額（減額後均等割額6,276円）
		総所得金額などの合計が33万円を超え、33万円+24.5万円×（世帯主でない被保険者数）以下の世帯 均等割額を5割減額（減額後均等割額20,922円）
		総所得金額などの合計が33万円を超え、33万円+35万円×（被保険者数）以下の世帯 均等割額を2割減額（減額後均等割額33,475円）
所得状況に応じた減額（所得割額）	「後期高齢者医療被保険者」本人の総所得金額などの合計から33万円を引いた金額が58万円以下の方	所得割額を5割減額
被扶養者だった方への保険料の特例措置	後期高齢者医療の被保険者になる前日に会社の健康保険や共済組合などの被扶養者だった方（これまで自分で保険料を払っていなかった方）	均等割額を9割減額（減額後均等割額4,184円） 所得割額は課せられません
被災	災害により著しい損害を受けた方	災害の程度に応じて減免
所得激減	事業の廃止や失業などにより、収入が著しく減少した方のうち、総所得金額などが一定額以下の方	所得減少の程度に応じて減免

保険料の納付方法

保険料の納付方法には、受給している年金から保険料が天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納付する「普通徴収」の2通りがあります。納付方法ごとの対象者は右表のとおりです。

※納付書で納付する方には「後期高齢者医療保険料期別納付書」を送付します。

●納付方法の変更について

納付方法を特別徴収から口座振替による普通徴収に変更することができます。変更を希望する場合は、事前に手続きが必要です。

※8月1日(月)までに申請すると、10月から口座振替に変更できます。

申請に必要なもの 保険証、預金通帳、通帳で使用している印鑑

▼後期高齢者医療保険料の納付方法一覧表

対象者	納付方法
①年金の額が年間18万円未満または後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える方	普通徴収
②所得の変動などにより、保険料額が変更された方 ※22年度中に保険料額が変更された方で、上記の①以外の方は、原則として10月から特別徴収となります。	普通徴収
③特別徴収に該当する方で、普通徴収へ変更を希望された方。また、希望により口座振替の申し出をした方	普通徴収（口座振替）
④上記の①②③以外の方	特別徴収

後期高齢者医療制度のお知らせ

申請・問合せ先 保険年金課医療担当

1 8月から保険証が変わります

後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新

現在、後期高齢者医療保険に加入している方がお持ちの保険証は、7月31日で使用できなくなります。8月1日から使用できる保険証を7月下旬に簡易書留郵便で送付します。受け取るときには、署名か押印が必要です。配達時に不在の場合は郵便受けに「不在通知書」が入りますので、記載された方法で受け取りを行ってください。

※保険証は住民票に記載された住所へ送付し、転送はしません。送付先の変更を希望する場合は、事前に手続きが必要です。

その他 ①保険証の色が、青色からオレンジ色に変わります ②負担割合（1割または3割）は前年所得に応じて毎年決定しています。保険証の更新に伴い、負担割合が変わることがあります。

●基準収入額適用申請

負担割合が3割と判定された方でも、前年の収入によっては、申請をすることで負担割合が1割に変わりますので、該当すると思われる方は申請してください。

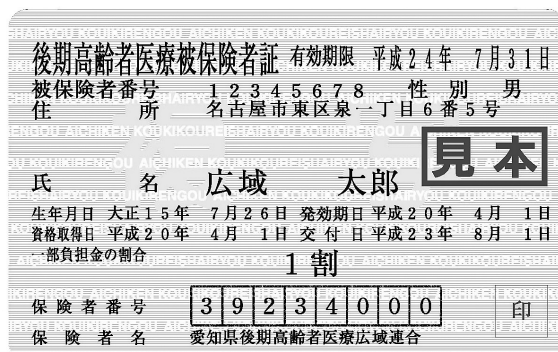
申請により1割となる方

①世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上いる場合・・・被保険者の年収の合計が520万円未満

②世帯に後期高齢者医療被保険者が1人の場合・・・本人の年収が383万円未満

③世帯に後期高齢者医療被保険者と高齢受給者証をお持ちの方がいる場合・・・その方々の年収の合計が520万円未満

申請に必要なもの 保険証、印鑑（スタンプ印は不可）、確定申告書の控えなど収入が確認できる書類



▲後期高齢者医療被保険者証の見本
(8月1日から使用できるものは色がオレンジ色)

医療費の限度額適用・標準負担額減額認定の申請

後期高齢者医療制度には、入院時の医療費の自己負担額が減額される「限度額適用認定」や、入院時の食事の自己負担額が減額される「標準負担額減額認定」の制度があります。対象になるとと思われる方は申請してください。※既に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、23年度も引き続き非課税世帯の方には、新しい認

定証を7月下旬に郵送しますので申請は不要です。

対象 23年度の市民税（平成22年所得）が非課税世帯の方

申請に必要なもの 保険証、印鑑（スタンプ印は不可）、過去1年間の入院日数の分かる領収書など（90日を超えている方のみ）

2 23年度の保険料額が決まりました

23年度の保険料額は、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」や「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」などを送付し、お知らせします。